

河南町建設工事等入札参加停止要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町発注工事等に関する有資格業者の入札参加停止等の措置について、必要な事項を定め、もってその事務を適正かつ統一的に処理することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び地質調査、測量、設計監理等並びに物品買入等をいう。
- (2) 有資格業者 河南町入札参加業者資格審査要綱（平成22年河南町告示第1号）第5条第1項に規定する有資格業者名簿に登載された者をいう。
- (3) 役員等 有資格業者が個人の場合は本人、法人の場合は代表取締役その他の役員及び契約締結権限を有する者をいう。
- (4) 使用人 有資格業者の社員のうち、前号以外の全ての社員をいう。
- (5) 有資格業者等 有資格業者、役員等及び使用人をいう。
- (6) 審査会 河南町入札参加業者資格審査会規程（平成17年河南町規程第5号）第1条に定める河南町入札参加業者資格審査会をいう。

(入札参加停止)

第3条 町長は、有資格業者等が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められるときは、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、審査会の議を経て、当該有資格業者に対し入札参加停止を行うものとする。

- 2 前項の規定により措置する入札参加停止期間の始期は、原則として、その措置を決定した日の翌日の午前零時とする。
- 3 町長は、一般競争入札を実施しようとするときは、第1項の規定により入札参加停止措置を受けている有資格業者（以下「入札参加停止業者」という。）の当該入札への参加資格を認めないものとし、指名競争入札を実施しようとするときは、当該入札参加停止業者を指名しないものとする。また、現に指名しているときは、指名を取り消し、その旨を当該入札参加停止業者に通知するものとする。

(下請負人等及び共同企業体に関する入札参加停止)

第4条 町長は、前条第1項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責を負うべき有資格業者である下請負人又は委託業務を再委託する相手方（以下「下請負人等」という。）のあることが明らかになったときは、審査会の議を経て、当該下請負人等について、元請負人又は委託者の入札参加停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

2 町長は、前条第1項の規定により共同企業体についての入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加停止について責を負わないと認められるものを除く。）について、審査会の議を経て、当該共同企業体の入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せ行うものとする。

3 町長は、前条第1項又は前2項の規定により入札参加停止を決定した有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該有資格業者と同一期間の入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止期間の特例)

第5条 有資格業者等が1の事案により別表各項に掲げる措置要件の2以上に該当するときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって入札参加停止期間とする。この場合において、入札参加停止期間に長期及び短期の定めのある措置要件に該当しているときは、適応させる入札参加停止期間を定めた上で他の措置要件に規定する入札参加停止期間と比較するものとする。

2 入札参加停止業者が新たに別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当するとき（ただし、同一の事案により措置要件に該当する場合を除く。）の当該入札参加停止期間は、当該要件に定める期間に既に措置されている入札参加停止期間の残期間を加算した期間とする。ただし、加算後の入札参加停止期間は、新たに措置する入札参加停止の始期から3ヶ月を超えないものとする。

3 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止期間は、各号にそれぞれ定める期間とする。（ただし、同一の事案により措置要件に該当する場合を除く。）

(1) 別表各項の措置要件に係る入札参加停止期間中又は期間の満了後1年を経過するまでの間に、新たに別表各項の措置要件に該当することとなった場合、若しくは第10条に規定する警告等を受けた日から1年を経過するまでの間

に、警告等の原因となった別表各項の措置要件と同一の措置要件に該当することとなった場合の入札参加停止期間は、それぞれ別表各項に定める期間（入札参加停止期間に長期及び短期の定めのある措置要件に該当しているときは、適応させる入札参加停止期間を決定後）の1.25倍とする。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。

- (2) 別表第9項又は第10項の措置要件に係る入札参加停止期間中又は期間の満了後3年を経過するまでの間に、新たに同表第9項又は第10項のいずれかの措置要件に該当することとなった場合は当該期間の1.5倍の期間とする。
- (3) 別表第11項又は第12項の措置要件に係る入札参加停止期間中又は期間の満了後3年を経過するまでの間に、新たに同表第11項又は第12項のいずれかの措置要件に該当することとなった場合は当該期間の1.25倍の期間とする。
- 4 町長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由があるため、別表各項及び前項の規定による入札参加停止期間又はその短期未満の入札参加停止期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止期間を当該期間又は当該短期の1/2まで短縮することができる。
- 5 町長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第3項の規定による入札参加停止期間又はその長期を超える入札参加停止期間を定める必要があると認めるときは、審査会の議を経て、入札参加停止期間を当該期間又は当該長期の2倍まで延長することができる。
- 6 町長は、入札参加停止業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、審査会の議を経て、別表各項に定める期間及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加停止期間を変更することができる。この場合において、当初の入札参加停止期間が満了しているときは、当初の入札参加停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加停止期間を控除した期間をもって、新たに入札参加停止を行うことができる。
- 7 前項の規定により入札参加停止期間を短縮する場合において、既に当該変更後の期間を経過しているとき、当該入札参加停止業者に係る入札参加停止を解除するものとする。
- 8 町長は、別表第10項の措置要件に該当するとして入札参加停止を行う場合にお

いて、同項に該当することとなった有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の4第1項から第3項までのいずれかに該当すると認めたときは、審査会の議を経て、同項に規定する期間の1／2に相当する期間を当該有資格業者に係る入札参加停止期間とすることができます。

9 町長は、別表第10項の措置要件に該当するとして既に入札参加停止を受けている有資格業者から、独占禁止法第7条の4第1項から第3項までのいずれかに該当する旨の申出を受け、これを確認したときは、審査会の議を経て、当該入札参加停止期間を1／2に変更することができる。第7項の規定は、この場合について準用する。

10 第3項、第4項、第6項、第8項又は前項の規定により入札参加停止期間を定め、又は変更する場合において、当該入札参加停止期間に1月末満の端数が生じたときは、1月に切り上げるものとし、第3項、第5項又は第6項の規定により入札参加停止期間を定め、又は変更する場合においては、当該入札参加停止期間は36月を超えないものとする。

11 町長は、入札参加停止期間が満了した有資格業者について、当該入札参加停止と同一の事案について新たな事実が明らかとなり、別表各項に掲げる措置要件に該当することとなった場合においては、入札参加停止期間が既に期間が満了した入札参加停止期間を超える場合にのみ、審査会の議を経て入札参加停止を行うこととし、その場合の入札参加停止期間は当該新たな事実が明らかになったことにより措置すべき入札参加停止期間から既に期間が満了した入札参加停止期間を控除した期間とする。

12 町長は、入札参加停止業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、審査会の議を経て、当該入札参加停止業者に係る入札参加停止を解除するものとする。

（入札参加停止の承継）

第6条 合併等により入札参加停止業者から営業を実質的に承継したと認められる有資格業者は、当該入札参加停止業者の入札参加停止措置を引継ぐものとする。

（入札参加停止の通知）

第7条 町長は、入札参加停止、入札参加停止期間の変更又は入札参加停止の解除をしたときは、当該有資格業者に対し遅滞なくそれぞれ様式第1号、様式第2号又は

様式第3号により通知するものとする。

2 前項の規定により入札参加停止の通知をする場合において、当該入札参加停止の事由が町発注工事等に関するものであるときは、必要に応じ当該有資格業者から改善措置の報告を求めることができる。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 町長は、入札参加停止業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請け等の禁止)

第9条 町長は、入札参加停止業者が、町発注工事等の全部若しくは一部を下請し、若しくは受託することを承認してはならない。

(入札参加停止に至らない事由に関する措置)

第10条 町長は、入札参加停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、審査会の議を経て、当該有資格業者に対し、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(入札参加停止措置の公表)

第11条 町長は、有資格業者に対して入札参加停止を行ったときは、当該有資格業者の商号又は名称、所在地、代表者の氏名並びに入札参加停止の期間及び理由を公表する。入札参加停止業者に対して期間の変更又は入札参加停止の解除を行ったときも同様とする。

(苦情処理手続等)

第12条 入札参加停止、警告及び注意の喚起に対する苦情の申出については、第7条の通知で告知するものとし、その手続については別に定める。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の運用にあたり必要となる事項については、審査会で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後の入札参加停止に係る措置について適用し、改正前の河南町建設工事等指名停止要綱に基づく措置については、なお従前の例による。

(河南町建設工事成績評定要領の一部改正)

3 河南町建設工事成績評定要領（平成17年河南町告示第81号）の一部を次のように改正する。

第9条中「河南町建設工事等指名停止要綱」を「河南町建設工事等入札参加停止要綱（令和3年河南町告示第54号）」に、「指名停止措置」を「入札参加停止措置」に改める。

様式中「指名停止」を「入札参加停止」に、「河南町建設工事等指名停止要綱」を「河南町建設工事等入札参加停止要綱」に改める。

(河南町指名停止措置等に係る苦情処理手続要領の一部改正)

4 河南町指名停止措置等に係る苦情処理手続要領（平成20年河南町告示第2号）の一部を次のように改正する。

題名を「河南町入札参加停止措置等に係る苦情処理手続要領」に改める。

第1条中「指名停止」を「入札参加停止」に改める。

第2条第1号中「河南町建設工事等指名停止要綱（平成20年河南町告示第1号。以下「要綱」という。）」を「河南町建設工事等入札参加停止要綱（令和3年河南町告示第54号。以下「要綱」という。）」に、「による指名停止」を「による入札参加停止」に、「「指名停止」」を「「入札参加停止」」に改める。

第4条（見出しを含む。）、第5条、第10条第2項第1号及び第15条（見出しを含む。）中「指名停止」を「入札参加停止」に改める。

様式第2号中「当該指名停止期間内」を「当該入札参加停止期間内」に、「河南町指名停止措置等に係る苦情処理手続要領様式第4号」を「河南町入札参加停止措置等に係る苦情処理手續要領様式第4号」に、「指名停止の効力」を「入札参加停止の効力」に、「契約検査課」を「契約検査室」改める。

様式第3号中「当該指名停止期間内」を「当該入札参加停止期間内」に、「河南

町指名停止措置等に係る苦情処理手続要領様式第4号」を「河南町入札参加停止措置等に係る苦情処理手続要領様式第4号」に、「指名停止の効力」を「入札参加停止の効力」に、「契約検査課」を「契約検査室」改める。

(河南町建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要綱の一部改正)

- 5 河南町建設工事等事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成20年河南町告示第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第5号ア中「河南町建設工事等指名停止要綱（平成20年河南町告示第1号。以下「指名停止要綱」という。）」を「河南町建設工事等入札参加停止要綱（令和3年河南町告示第54号。以下「入札参加停止要綱」という。）」に、「指名停止期間中」を「入札参加停止期間中」に改める。

第13条中「指名停止要綱」を「入札参加停止要綱」に、「指名停止の措置」を「入札参加停止の措置」に改める。

(競争入札の心得の一部改正)

- 6 競争入札の心得（平成20年河南町告示第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号ア中「河南町建設工事等指名停止要綱（平成20年河南町告示第1号。以下「指名停止要綱」という。）」を「河南町建設工事等入札参加停止要綱（令和3年河南町告示第54号。以下「入札参加停止要綱」という。）」に、「指名停止期間中」を「入札参加停止期間中」に改める。

第12条中「指名停止要綱」を「入札参加停止要綱」に、「指名停止の措置」を「入札参加停止の措置」に改める。

(河南町建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要綱の一部改正)

- 7 河南町建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要綱（平成20年河南町告示第30号）の一部を次のように改正する。

第18条中「指名停止措置」を「入札参加停止措置」に改める。

(競争入札の心得（総合評価落札方式（簡易型））の一部改正)

- 8 競争入札の心得（総合評価落札方式（簡易型））（平成20年河南町告示第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号ア中「河南町建設工事等指名停止要綱（平成20年河南町告示第1号。以下「指名停止要綱」という。）」を「河南町建設工事等入札参加停止要綱（令和3年河南町告示第54号。以下「入札参加停止要綱」という。）」に、「指名停止期間中」を「入札参加停止期間中」に改める。

第11条第1号中「指名停止要綱」を「入札参加停止要綱」に、「指名停止の措置」を「入札参加停止の措置」に改める。

(河南町が行う契約からの暴力団等排除に関する措置要綱の一部改正)

9 河南町が行う契約からの暴力団等排除に関する措置要綱（平成25年河南町告示第122号）の一部を次のように改正する。

第14条第5項中「河南町建設工事等指名停止要綱（平成20年河南町告示第1号）」を「河南町建設工事等入札参加停止要綱（令和3年河南町告示第54号）」という。）に、「指名停止措置」を「入札参加停止措置」に改める。

(河南町建設工事等指名競争入札実施要綱の一部改正)

10 河南町建設工事等指名競争入札実施要綱（平成25年河南町告示第126号）の一部を次のように改正する。

第6条第5号ア中「河南町建設工事等指名停止要綱（平成20年河南町告示第1号。以下「指名停止要綱」という。）」を「河南町建設工事等入札参加停止要綱（令和3年河南町告示第54号。以下「入札参加停止要綱」という。）」に、「指名停止期間中」を「入札参加停止期間中」に改める。

第15条第4項第1号中「指名停止要綱」を「入札参加停止要綱」に、「指名停止の措置」を「入札参加停止の措置」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条及び第5条関係）

項	措置要件	期間
1	(虚偽記載) 町発注工事等の契約に関して、次の(1)又は(2)の書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 入札参加資格審査申請書及びその他入札前の調査資料等（添付書類を含む。） (2) 建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳その他契約担当者が求める提出書類	6月
2	(入札) 有資格業者等が、町発注工事等の入札等の事務の執行に当たり、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するとき。 (1) 入札、契約等の事務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な事務の執行を妨げた場合 (2) 競争入札の心得（平成20年河南町告示第8号）に違反し、町発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められる場合 (3) 一般競争入札の場合において、落札候補者になったにもかかわらず、事後審査に必要な書類を期日までに提出しなかった場合、又は事後審査の結果、入札参加資格要件を満たしていなかった場合 (4) 落札したにもかかわらず、契約を締結しなかった場合 イ 落札者の責による場合（ロの場合を除く。） ロ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていないために契約をすることができないなかった場合	12月 1月～12月 1月 イ 12月 ロ 3月
3	(契約不履行等) 有資格業者が、町発注工事等の契約の履行に当たり、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するとき。 (1) 契約履行遅滞により損害金の請求がなされた場合 (2) 有資格業者の責により契約の解除がなされた場合 (3) 契約の不履行により、保証人に履行請求がなされた場合 (4) 過失により履行を粗雑にしたと認められる場合	3月 24月 24月 3月
4	(工事成績不良) 町発注工事の検査の成績が河南町建設工事成績評定要領（平成17年河南町告示第81号）第8条各号の一に該当したとき。	3月
5	(不当要求) 河南町職員倫理条例（平成17年河南町条例第23号）第16条第1項の警告を受けたとき。	6月
6	(他の業者の妨害) 役員等又は使用人が、町発注工事等に関し、入札参加希望者が資格審査に応募すること、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。	12月～24月
7	(監督、検査及び点検等の妨害) 役員等又は使用人が、町発注工事等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2に規定する監督若しくは検査の実施、若しくは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。）第13条に規定する点検の実施（施工体制台帳が提出されていない場合を含む。）、又はその他契約に関する業務の執行に当たり、威圧その他の行為により公正かつ円滑な業務の施行を妨げたとき。	12月～24月
8	(建設工事等の安全管理) 有資格業者が建設工事等の履行に当たり安全管理の措置が不適切であったため、次の(1)から(3)までのいずれかに該当することとなったとき。 (1) 町発注工事等の履行に当たり、公衆に次の被害又は損害を与えた場合 イ 負傷者の発生又は建物等の損傷 ロ 死亡者の発生 (2) 町発注工事等の履行に当たり、工事関係者に次の被害を与えた場合 イ 負傷者の発生 ロ 死亡者の発生 (3) 町発注工事等以外の建設工事等の履行に当たり、多数の死傷者を出すなど、社会的及び経済的に著しく大きい損失を与えた場合	イ 2月～6月 ロ 4月～12月 イ 1月～3月 ロ 2月～6月 2月～6月

9	(談合等) 役員等又は使用人が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する建設工事等に関し、競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項)又は談合(同法同条第2項)の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
	(1) 町発注工事等 イ 役員等 ロ 使用人	イ 36月 ロ 24月
	(2) 町以外の公共機関が発注する建設工事等 イ 府内 ① 役員等 ② 使用人 ロ 府外 ① 役員等 ② 使用人	イ ① 36月 ② 24月 ロ ① 12月 ② 6月
10	(独占禁止法違反行為) 有資格業者、役員又は使用人が、独占禁止法に違反して、次の(1)から(3)までのいずれかに該当したとき。 (1) 公正取引委員会から告発されたとき又は逮捕若しくは書類送検されたとき。 イ 町発注工事等 ロ 町以外の公共機関が発注する建設工事等 ① 府内 ② 府外 ハ 公共機関以外発注の建設工事等	イ 36月 ロ ① 36月 ② 12月 ハ 12月
	(2) 公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令を受けた場合、若しくは違反行為の事実を公正取引委員会から公表された場合 イ 町発注工事等 ロ 町以外の公共機関が発注する建設工事等 ① 府内 ② 府外 ハ 公共機関以外発注の建設工事等	イ 24月 ロ ① 18月 ② 6月 ハ 6月
	(3) 前各号に掲げる場合のほか、独占禁止法に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき	6月
11	(贈賄行為) 役員等又は使用人が、次の(1)又は(2)のいずれかの者に対して行った贈賄(刑法第198条)の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (1) 町職員 イ 役員等 ロ 使用人	イ 36月 ロ 24月
	(2) 町職員以外の公共機関の職員 イ 府内 ① 役員等 ② 使用人 ロ 府外 ① 役員等 ② 使用人	イ ① 36月 ② 24月 ロ ① 12月 ② 6月
12	(あっせん利得処罰法違反行為) 役員等又は使用人が、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する建設工事等に関し、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)違反の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。 (1) 町発注工事等	24月
	(2) 町以外の公共機関が発注する建設工事等 イ 府内 ロ 府外	イ 18月 ロ 12月

13	(暴力行為等) 役員等又は使用人が、その業務に関し次の(1)又は(2)のいずれかの者に対して行った暴力行為等により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
	(1) 町職員	24月
	(2) 町職員以外の公共機関の職員	12月
14	(建設業法違反等) 有資格業者等が次の(1)から(5)までのいずれかに該当したとき。 (1) 建設業法に違反し、逮捕又は起訴された場合 ((2)の場合を除く)	12月
	(2) 建設業法に違反し、書類送検又は略式起訴された場合	6月
	(3) 経営規模等評価申請書、総合評定値請求書（平成16年2月末日までに経営状況分析を申請している場合は、経営事項審査申請書）又はその添付書類についての虚偽記載により、次のイ又はロの処分を受けた場合 イ 建設業法第28条第1項に基づく指示処分 ロ 建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分	イ 6月 ロ 12月
	(4) 建設業法に違反し、次のイ又はロの処分を受けた場合 ((3)の場合を除く。)、又は適正化法第13条に違反しイの処分を受けた場合 イ 建設業法第28条第1項に基づく指示処分 ロ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止処分	イ 2月 ロ 6月
	(5) 建設業法第29条に基づき、次のイ又はロの許可取消処分を受けた場合 イ 建設業法第29条第1項第5号又は第6号に基づくもの ロ ロの処分以外の取消処分	イ 6月 ロ 12月
15	(法令等違反) 前各項に掲げる場合のほか、有資格業者又は役員等又は使用人が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、建設工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。(使用人は(3)を除く。) (1) 各種法令に違反し、監督官庁から処分を受け又は法令に基づき商号等を公表された場合	1月～3月
	(2) 業務に関し、各種法令に違反し、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴された場合	1月～12月
	(3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められる場合	1月～3月
	(4) 河南町暴力団排除条例(平成25年河南町条例第21号)第8条第2項の規定に基づく誓約書を提出しなかった場合	3月
16	(その他の不適当な事由) 前各項に掲げる場合のほか、有資格業者として、不適当な事由があったと認められるとき	1月～24月